No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具 体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
1	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策1 男女平等についての啓発の 推進	<ul><li>① 男女平等に関する啓発・ 広報活動の充実</li></ul>	男女共同参画推進事業	広報「太子」や町ホームページ、講演会等の様々な機会を通じて啓発・広報活動を行う。	住民人権課	南河内男女共同参画 社会研究会(太子町· 河南町·干早赤阪村)	例年11月に講演会 令和5年度 97名参加	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	6月の「男女共同参画推進 月間」には庁舎内に特設 コーナーを設置し、集中的 に啓発を行う。	
2	基本目標1 月女共同参画の実現に向け ・た意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した学校教育の推進	① 男女平等の推進に向け た教育内容の充実	学校教育全般	各教科指導や様々な行事 の中で主体的に学ぶ姿勢 を育成する。		町立幼稚園 町立小中学校	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となってい ることへの対応	現状維持	引き続き、各教科指導や 様々な行事の中で主体的 に学ぶ姿勢を育成してい く。	
	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した学校教育の推進	② 学校教育の場における 男女共同参画の推進	学校教育全般	教職員自身の理解が深まるよう、男女共同参画に関する研修内容を工夫・改善する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	教職員研修の実施	研修講師の選定、費用など の負担	TD JL: 4# ++	引き続き、教職員自身の理解が深まるよう、男女共同参画に関する研修内容を 工夫・改善していく。	
4	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した学校教育の推進	③ 発達段階に応じた男女 平等の学習の推進	保育所運営事業	男女平等の保育環境をつ くるとともに、保育関係者 に対し男女平等教育を行 うための研修や指導の強 化を図る。	子育て支援課	保育園、認定こども園	保育士・幼稚園教諭 を対象とした研修の 参加を促す。	費用の負担	現状維持	子育てへの理解や基本的 人権が尊重されるよう人権 意識の啓発に努めるととも に、家庭や地域、関係機関 との連携・協働し、人権教 育や相談支援を推進する。	
5	基本目標1 ・男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した学校教育の推進	③ 発達段階に応じた男女 平等の学習の推進	幼稚園運営事業	男女平等の教育環境をつくるとともに、幼児教育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図る。	教育総務課	幼稚園	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となってい ることへの対応	現状維持	引き続き、男女平等の教育 環境をつくるとともに、幼児 教育関係者に対し男女平 等教育を行うための研修や 指導の強化を図っていく。	
6	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策3 性の区分にとらわれず、自己 実現のできる生涯学習の推 進		各事業	各事業において、男女平 等・対等の意識を育てる 活動や生涯学習講座の充 実を図る。	生涯学習課		関連講座の開催	関係各課で取り組むことが課題である。	現状維持	積極的に関連講座を企画 する。	
	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり		① 性別にとらわれない子育 ての推進		保育機関と連携し、保護 者を対象とした、子どもの 個性を尊重する態度を身 に付けるための学習機会 の提供や、意識啓発を行 う。	子育て支援課	保育園、認定こども園	親子を対象とした関連事業の周知	参加者の増加が見込める事 業や学習機会の提供	現状維持	子育てへの理解や基本的 人権が尊重されるよう人権 意識の啓発に努めるととも に、家庭や地域、関係機関 との連携・協働し、人権教 育や相談支援を推進する。	
8	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育 ての推進	ファーストベビー講座 赤ちゃん会	保健福祉機関と連携し、 保護者を対象とした、子ど もの個性を尊重する子育 てに関する学習機会の提 供や、意識啓発を行う。	いきいき健康課保健センター	子育て支援センター	座20人の対象に対 して17人が参加	ファーストベビー講座・赤ちゃん会では、平日の教室設定であるため、母親のみの参加しかない。	現状維持	父親が参加できるように日 時や企画を検討していく必 要性がある。	
9	男女共问参画の美現に同じ 	施策4 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育 ての推進		教育機関と連携し、保護 者を対象とした、子どもの 個性を尊重する態度を身 に付けるための学習機会 の提供や、意識啓発を行 う。	教育総務課	幼稚園 小学校 中学校	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となってい ることへの対応	現状維持	引き続き、教育機関と連携 し、保護者を対象とした、子 どもの個性を尊重する態度 を身に付けるための学習 機会の提供や、意識啓発 を行っていく。	
10	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育 ての推進	各事業	図書館、生涯学習セン ターと連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	生涯学習課	図書館 生涯学習センター	各事業や公共施設 での情報提供や関 連講座の開催を 行った。		現状維持	積極的に各事業、施設で 情報の提供、関連講座の 企画を行う。	

11	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した家庭教育の推進	② 親の家庭教育参加の支援・促進	子ども子育て支援事業	親が積極的に子育てに関わるためのプログラムの開発など、子育てに積極的に関わる機運を高めるための学習機会の充実を図る。	子育て支援課	保育園・認定こども園・ 子育て支援センター・ 幼稚園	ま広場での講座の 実施により、子育て	ニーズに応じた魅力のある 講座の実施。就労人口の増加に伴う子育て広場利用者 数の減少。	現状維持	今後も、子育て家庭のニーズに応じた講座を実施し、 子育てに関する学習機会 の提供を行っていく。	
12	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性 を尊重した家庭教育の推進	② 親の家庭教育参加の支援・促進	プレママ・パパ教室	保健センターにおける両 親教室の開催など、子育 てに積極的に関わる機運 を高めるための学習機会 の充実を図る。	いきいき健康課 保健センター		令和5年度参加者 は、母親14人、父親 13人であった。(集 団および個別での 対応)	令和3年度はコロナ拡大に 伴い、感染対策を講じての 実施 人数や対応を調整する必要 あり。個別での訪問による実 施を導入。	現状維持	集団での参加が難しい場合は、オンラインを活用を 検討している。	
1 10	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策5 性教育に関する教育・啓発 の推進	① ライフステージに応じた 性教育の推進	学校教育全般	各学年に応じた内容で性 教育を実施する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校		テキストなど、指導するうえ で必要な参考書類などの不 足	現状維持	引き続き、各学年に応じた 内容で性教育を実施してい く。	
	基本目標1 男女共同参画の実現に向け た意識づくり	施策5 性教育に関する教育・啓発 の推進	② 多様な性について理解を 深める教育機会の提供	学校教育全般	保健や総合学習の授業の 中で理解を深める授業を 実施する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校		テキストなど、指導するうえ で必要な参考書類などの不 足	現状維持	引き続き、保健や総合学習 の授業の中で理解を深め る授業を実施していく。	
15	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共 同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護 への参加の促進	子ども子育て支援事業	男性が育児に積極的に参加できるよう、育児について学ぶことのできる機会を 提供し、育児への男性の参加を促進する。		保育園・認定こども園・ 子育て支援センター・ 幼稚園	男性の育児参加を 促進するための講 座を実施した。	参加人数の増加が必要	現状維持	今後も地域関係機関と連 携し、育児への男性の参加 を促していく。	
16	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共 同責任の促進	① 男性の家事·育児·介護 への参加の促進	男のたまり場 (重層的支援体制整備事業)	男性が介護に積極的に参加できるよう、介護について学ぶことのできる機会を提供し、介護への男性の参加を促進する。	いきいき健康課 地域包括支援セン	保健センター	メンバー数は15名。 男性にも家事意識 が浸透してきている と思われる。	メンバーの高齢化が進んでいる。	現状維持	今後も引き続き周知啓発 し、若い方にも参加を呼び 掛けていく。	
17	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共 同責任の促進	① 男性の家事·育児·介護 への参加の促進	商工業振興管理事業	男性の積極的な家事や育 児、介護の参加促進にあ たっては、職場の意識改 革を行う必要がある。	観光産業課	富田林商工会太子町支部	パンフレット等の啓 発物配架		現状維持	関係機関と連携し、パンフ レットの配架などの啓発活 動を行う。	
10	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共 同責任の促進	② 住民に向けた育児休業・ 介護休業制度等の取得促進	男女共同参画推進事業	住民に対して、育児休業・ 介護休業制度等の普及・ 啓発を行い、取得を促進 する。	住民人権課	子育て支援課 高齢介護課	パンフレット等の啓 発物配架		現状維持	6月の「男女共同参画推進 月間」には、集中的に啓発 を行う。	
19		施策2 働きやすい環境づくり	① 雇用の分野における男 女の均等な機会及び待遇の 確保の促進	人権啓発事業	職場における男女平等意 識の啓発を行い、雇用の 場における男女の均等な 取り扱いの推進、女性の 能力発揮促進のための支 援を行う。	住民人権課		1万し、国場古元と	街頭啓発しかできていないこ とが問題点である。	現状維持	6月の「就職差別撤廃月間」等には、関係機関と連携して集中的に啓発を行う。	令和5年度街頭啓発は コロナ禍で中止
20	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	① 雇用の分野における男 女の均等な機会及び待遇の 確保の促進	地域就労支援事業	職場における男女平等意 識の啓発を行い、雇用の 場における男女の均等な 取り扱いの推進、女性の 能力発揮促進のための支 援を行う。		± ±0	・関係機関等と連携 した合同就職面接 会&説明会の実 施。 ・出張就労相談会の 実施。 ・職業能力開発事業 の一環で調剤薬局 事務講座の実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフ レットの配架などの啓発活 動を行う。	

21	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	② ハラスメントに対する啓 発と相談体制の充実	人権啓発事業	企業に対する積極的な啓 発・広報活動を行う。ま た、事業者に対し、職場の 相談支援体制の充実を求 める。	住民人権課	河南町・太子町・千早 赤阪村企業人権協議 会 ハローワーク河内長野	を促している。	積極的な啓発・広報活動を 行うことが課題である。 人権相談員がいない。	拡大	関係機関と連携し、町内の 事業者等に対して積極的 な啓発活動を行う。 女性の人権相談員を養成 する。	
22	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】		② ハラスメントに対する啓 発と相談体制の充実	商工業振興管理事業	企業に対する積極的な啓 発・広報活動を行う。ま た、事業者に対し、職場の 相談支援体制の充実を求 める。		富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会 ハローワーク河内長野	•雇用促進広域連携	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
23	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	③ 保育園・放課後児童会に おける保育内容及び保育時 間の整備	保育所運営事業放課後児童会運営事業	就労形態や家族形態の変化・多様化に対応できるよう保育内容の整備に努める。	子育て支援課	保育園、認定こども園放課後児童会	受入れを行い、 H27.7からは開所時	放課後児童会では、低学年 ほど利用希望が高く、高学 年のニーズはそれほどない ことから、バランスの取れた 運営が求められる。	現状維持	放課後児童会指導員の安 定的な確保及び子どもに 合った適切な運営に取り組 んでいく。	
24	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	<ul><li>④ 企業に向けた育児休業・ 介護休業制度等の取得促進</li></ul>	商工業振興管理事業	育児休業・介護休業制度 等に関する情報提供を行 うとともに、従業員の取得 促進や職場復帰しやすい 職場環境づくりに向けた 啓発を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会	・雇用促進広域連携 協議会で労働関連 セミナーの実施。	様々な媒体を活用した啓発 を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフ レットの配架などの啓発活 動を行う。	
25	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	⑤ 自営業における家族従業者や、農業に従事する非雇用労働者への啓発	商工業振興管理事業	農業、自営業などに従事 する女性労働者の健康面 や、労働状態などの実態 を把握し、就業環境の整 備と育成を住民とともに進 める。	観光産業課	富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会	・雇用促進広域連携 協議会で労働関連 セミナーの実施。		現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
26	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男 女共同参画の推進	① 男女共同参画を推進するグループへの支援	男女共同参画推進事業	男女共同参画を推進する グループに対しては、各グ ループの交流促進や情報 の提供、活動拠点等の整 備・充実を図り、支援を行 う。	住民人権課			未実施	実施	まず、男女共同参画を推進 するグループを把握する。	コロナ禍で未実施
	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男 女共同参画の推進	② 地域活動における男女 共同参画の推進	各事業、各業務	男女がともに積極的にまちづくりに参加できるよう情報の提供と啓発活動を行う。	全課	<b>今</b> 鉀	議員に対し、パンフレット・チラシ等の配付を実施(議会事務局) 各事業、施設で情報の提供(生涯学習課)	全課で取り組むことが課題で ある。	拡大	積極的に情報提供と啓発 活動を行う。	
28	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男 女共同参画の推進	③ 地域活動における意思 決定機関への女性の参加の 促進	各事業、各業務	男女が共同して地域社会 の活性化に参画していく 機運の醸成を図る。	全課	全課	各事業、施設で情報 の提供(生涯学習 課)	全課で取り組むことが課題である。	拡大	町会・自治会、PTA、商工 会等各種団体への女性の 参加を促進する。	
29	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策2 政策・方針決定機関への男 女共同参画の推進	① 審議会委員等への女性 の参画促進	別表1 各審議会等	地方自治法第202条の3 に基づく審議会等の女性 の登用を促進する。	別表1 各課		女性委員の割合 26.6%(R5.4.1時点)	各課で取り組むことが課題で ある。	拡大	積極的に女性の登用を促 進する。	目標値 50%(R11.4.1時点) 第5次総合計画後期 40%(R7.4.1時点)
30	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策2 政策・方針決定機関への男 女共同参画の推進	② 町政への女性の参画促 進	別表2 各委員会、委員	地方自治法第180条の5 に基づく委員会等の女性 の登用を促進する。	別表2 各課	別表2 各課	女性委員の割合 9.7%(R5.4.1時点)	各課で取り組むことが課題で ある。	拡大	積極的に女性の登用を促 進する。	

31	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用 と管理職への登用の促進	① 男女職員が多様な経験 を積むことができる人事配置 の推進	人材育成基本方針	人事評価制度と連動させ ながら人材育成に努め る。	秘書政策課		人事評価と連動させ ながら人材育成に 努めている。		現状維持	建設・土木や看護職等、男性または女性の職域とされている部門についても、男女平等意識に基づいて配置できるよう引き続き検討を行う。	
32	ガダ共向参画によるよう 八	施策3 町における女性職員の登用 と管理職への登用の促進	② 町職員の研修機会の拡 大	職員研修計画	人権意識に基づく男女平 等についての研修参加機 会を拡大し、男性職員、女 性職員ともに積極的な参 加を促す。	秘書政策課	南河内郡町村職員研 修協議会(太子町·河 南町·千早赤阪村)	毎年11月に開催される講演会に、各課1名以上の参加を促している。また、人権団体主催の研修を積極的に活用している。	講演会に頼らない啓発が課 題である。	現状維持	定期的に研修参加機会を 設け、積極的な参加を促 す。	
33	基本目標3 男女共同参画によるまちづく り 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用 と管理職への登用の促進	③ 女性職員の管理職への 積極的な登用の推進	女性職員の活躍の推進に関 する特定事業主行動計画	数値目標を設定し、女性 管理職の登用や女性職員 の採用を積極的にすすめ る。	秘書政策課		女性管理職の割合 27.9%(R5.4.1時点)		現状維持	積極的に女性の登用を促 進する。	目標値 20%(R11.4.1時点)
34	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の 促進	① 広報や学習、教育などを 通じた人権尊重についての 意識啓発の推進	人権啓発事業	広報「太子」による啓発や 人権学習の講座などを通 して「人権尊重のまちづく り」をめざす。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員	毎年12月に関係機 関と連携し、講演会 を行い、令5年度は 29名が参加した。	講演会に頼らない啓発が課 題である。	現状維持	憲法週間や人権週間に商業施設等と連携した啓発活動や講演会などを実施し、 集中的に啓発を行う。	
35		施策1 男女の人権に対する理解の 促進	② 人権侵害に苦しむ人々 に対する支援体制の整備	総合相談事業(人権相談)	相談支援にあたっては、 近隣自治体と連携し窓口 の充実を図るとともに、各 関係機関と連携して状況 の改善を図る。	住民人権課	河南町、千早赤阪村 大阪法務局富田林市 局	令和5年度 障害者問題2件 労働関係2件 その他1件 ・人権相談員1人養 成	女性の人権相談員がいない。	拡大	女性の人権相談員を養成 する。	
36	だれもが安心して暮らすこと	施策1 男女の人権に対する理解の 促進	③ 性的マイノリティに対する 理解促進と配慮	学校教育全般	学校教育を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	教職員研修の実施	教職員がこれまで行ってきた 指導の中に性的マイノリティ への配慮が不足している」こ との具体例などを学んだ。	現状維持	引き続き、学校教育を通じ て性的マイノリティについて の学習機会を提供し、理解 の促進に取り組んでいく。	
37	だれもが安心して暮らすこと	施策1 男女の人権に対する理解の 促進	③ 性的マイノリティに対する 理解促進と配慮	各事業、各業務	生涯学習を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	生涯学習課				現状維持	積極的に各事業、施設で 情報の提供、関連講座の 企画を行う。	
38	だれもが安心して暮らすこと	施策1 男女の人権に対する理解の 促進	③ 性的マイノリティに対する 理解促進と配慮	人権啓発事業	性的マイノリティについて の学習機会を提供し、理 解の促進に努める。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員	令和5年度 太子町人権啓発推 進大会で性の多様 性にについて講演を 行った。 参加者29名	理解促進にはワークショップ が効果的である。	拡大	性的マイノリティに対する理解促進のため、研修会を行う。	
39	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の 促進	③ 性的マイノリティに対する 理解促進と配慮	窓口業務等	性的マイノリティに配慮し た対応に努める。	全課	全課	令和3年度 印鑑登録証明書の 性別欄の削除	性別の必要性は各課(事業 担当課)でないとわからない。	現状維持	引き続き、各課で性別の必要性を考慮し、各種申請用紙等の性別欄を削除する。また、進捗状況を調査する必要がある。	
40	だれもが安心して暮らすこと	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	① 妊娠から出産・育児まで の切れ目のない支援体制の 充実		母子が健やかに生活できるよう、情報提供や相談 支援の充実を図り、妊娠 期から出産、育児に至る まで、切れ目のない支援 を行う。	いきいき健康課 保健センター	子育で支援課 教育委員会	令和5年度面談での 相談:妊婦140件、 産婦181件、乳児62 件、幼児231件	ハートノーとの関ッか少ない	現状維持	妊娠届出時にプランを作成し、妊娠中に積極的に支援していく。電話だけではなく、ICTの活用も考慮していく必要あり。	

41	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	② 生涯を通じた健康維持 のための検診及び健康相談 機能の充実	個別健診、集団健診、がん 検診、成人歯科健診等 健康相談会	生涯を通じて健康で生きがいのある生活をおくるための正しい情報提供を行い、健康づくりへの支援や相談を実施する。		保険医療課	特定健診の受診率 やがん検診の受診 率は年々増加して いる。	受診率の低迷	現状維持	個別と集団へのアプローチ を組み入れながら、できる だけ多くの人に健康づくり への支援・相談ができるよ う工夫する。
1 42	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	③ 心の健康づくりの推進	心の健康相談会「こころほぐしの会」		いきいき健康課保健センター	福祉課 子育て支援課 教育委員会など	令和5年度17人の 相談があった。	参加後の精神的なフォローを継続的にする必要がある	現状維持	継続フォローが必要なのか 心理士に確認し、必要な場 合は担当からアプローチし ていくよう支援する。
43	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	③ 心の健康づくりの推進	各事業、各業務	心の健康づくりに関する 理解を広めるための啓発 活動や学習機会を提供す る。	生涯学習課		各事業、施設で情報 の提供 関連講座の開催		現状維持	積極的に各事業、施設で 情報の提供、関連講座の 企画を行う。
44	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育		喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進する。	福祉介護課	太子町保護司及び更 生保護女性会 太子町民生委員児童 委員協議会	7月 社会を明るく する運動啓発月間 街頭及び町立中学 校生徒に啓発(保護 司、更生保護女性 会)	啓発物配布に留まっている	現状維持	啓発に係る出前講座を今 後検討
1 45	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育	喫煙・アルコール・ドラッグ依 存症等の啓発事業	喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進する。		富田林保健所	各関係機関へのポスター掲示の依頼 や広報記事への掲載、チラシの配布を 行った。	喫煙やアルコール依存の啓 発はしているが、ドラッグ依 存への啓発はなかなかでき ていない。	現状維持	とくとく健診などの時を利用して喫煙・アルコールについての健康被害についての啓発を行っていく。
46	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール依存症などに対する教育		喫煙やアルコール、ドラッグなどの危険から住民を守るために、とりわけ若年層に向けて薬物等への依存防止の啓発活動を推進する。	教育総務課	町立小中学校	各学校において、 「お薬教室」や「薬物 乱用防止教室」を実 施した。	授業時数確保のため、各教 室を実施するときの日程調 整や講師選定。	現状維持	引き続き、若年層に向けて 薬物等への依存防止の啓 発活動を推進していく。
47	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	① 障がいのある人が地域で自立して安定した暮らしをしていくための支援体制の充実	障がい者自立支援給付等事 業	障がいのある人が地域の 中で安定した生活を営む ことができるよう、障がい 福祉の充実を図る。	福祉介護課	社会福祉協議会 子ども家庭センター 医療機関 障がい者自立支援訓 練施設など	包括支援体制の充 実	障がい者が抱える複合的な 課題の解決	現状維持	庁内及び社会福祉協議会 連携強化によるワンストッ プサービス体制の強化
1 48		施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	② 援助を必要とする高齢者 を地域で支える体制の構築	・元気ぐんぐんトレーニング・高齢者交流サロン推進事業 (重層的支援体制整備事業)	地域における介護予防活動、居場所づくり、見守り体制の充実を図り、高齢者の自立生活を支援する。	いきいき健康課 地域包括支援セン ター	太子町社会福祉協議会	介護予防体操(元気 ぐんぐん体操25か 所・実人数280人)や 高齢者交流サロン (10か所・実人数137 人)等できており、約 8,000人程参加して いる。(男性約 20%、女性約80% の割合。)	交流会をしたり、新規立ち上 げもあるが、男性の参加が 少ない。	現状維持	男性も参加しやすいメ ニューや内容を考えたり、 目的や効果を周知、啓発す る。
49	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	③ 在宅介護·看護に対する 支援体制の充実	窓口業務等	ホームヘルパーや訪問看護の制度の充実を図るとともに、在宅介護や看護を支える制度の情報提供に努める。	福祉介護課		住民主体の生活支援活動団体(有償ボランティア)で、男性 も参加している。	経験が乏しいこともあるの で、知識、技術の習得できる 場が必要。	現状維持	会合やイベントのときに情報提供、周知啓発する。
50		施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	③ 在宅介護・看護に対する 支援体制の充実		ホームヘルパーや訪問看護の制度の充実を図るとともに、在宅介護や看護を支える制度の情報提供に努める。	福祉介護課	社会福祉協議会 民生委員児童委員 いきいき健康課 医療機関など	包括支援体制の充 実		現状維持	町、民生委員児童委員及 び社会福祉協議会連携に よる一体的な見守り体制の 構築

51	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	① ひとり親家庭等の生活の 安定と社会福祉の充実		子どもの健やかな成長が 実現できるよう、育児・家 事支援など、総合的な支 援を充実させることで、生 活上の困難な状況を改善 する。	子育て支援課	大阪府、ヘルパー委託 事業所、短期入所委託 事業所		を託先事業所が満床の場 ・ 利用できないことがあ	現状維持	短期入所について、安定的 に利用できるように、新規 委託先開拓等に取り組ん でいく。
52	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	② ひとり親家庭等の就労支 援対策の促進と保育体制の 充実	地域就労支援事業	就労相談から就職情報の 提供、就労支援講習会の 開催や職業能力向上のた めの訓練などの情報提 供、就労支援を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会 ハローワーク河内長野 南河内地域若者サ ポートステーション 河南町	・関係機関等と連携 した合同就職面接 会&説明会の実施。 ・出張就労相談会の 実施。 ・職業能力開発事業 の一環で調剤薬局 事務講座の実施。	相談窓口における実績がないことが課題である。	現状維持	相談窓口を周知するととも に、研修等に参加すること で相談スキルの向上を図 る。
53	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	② ひとり親家庭等の就労支援対策の促進と保育体制の充実		保育園における延長保育 や休日保育、放課後児童 会での受入れ、地域での 見守り体制の充実などに 向けて支援を行う。	子育て支援課	保育園、認定こども園 放課後児童会		放課後児童会を夏休み等の 長期休暇時のみ利用したい 希望者が多い。	現状維持	子どもが安心して遊べる居 場所づくりに取り組んでい く。
54	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	③ ひとり親家庭のネット ワークづくりの促進		特にひとり親家庭の自立 支援のための相談、情報 提供体制を充実し、ひとり 親家庭を対象に、地域で のネットワークづくりを支 援する。	子育て支援課	富田林子ども家庭セン ター生活福祉課	│報提供などの支援 │を富田林子ども家庭	毎月広報等で周知している。 希望者には役場での出張相 談も受付ているが、広報を見 て相談される方は少数。	現状維持	窓口対応時などに相談 ニーズがあれば、積極的に 情報提供をしていく。
55	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】		① 男女がお互いの人権意識を高めるための啓発活動の推進	男女共同参画推進事業	あらゆる暴力を防止する ために、様々な媒体・機会 を活用した啓発活動を推 進する。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員		様々な媒体・機会を活用した 啓発活動を推進することが 課題である。	現状維持	11月の「女性に対する暴力 をなくす運動期間」には、集 中的に啓発を行う。
56	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	② 配偶者や元配偶者、パートナー、恋人等からの暴力(DV)に関する啓発・学習機会の提供	男女共同参画推進事業	暴力の実態についての情報を収集・分析し、暴力の 現状や対策についての啓発・学習機会の提供を行う。	住民人権課			暴力の実態についての情報 を収集・分析できていないこ とが問題点である。	現状維持	11月の「女性に対する暴力 をなくす運動期間」には、集 中的に啓発を行う。
57	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	③ 暴力の被害者に対する 相談支援体制の充実	男女共同参画推進事業	被害者が安心して相談できるよう体制づくりに努め、困難な事案については、相談機関に繋ぎ、適切な支援が受けられるように努める。	住民人権課	大阪府女性相談セン ター 富田林子ども家庭セン ター		被害者が安心して相談でき る体制づくりが課題である。 DV相談員がいない。	拡大	DV相談員を養成する。
58	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへ の対策の充実	① セクシュアル・ハラスメントに対する理解の促進	男女共同参画推進事業	あらゆる機会においてセクシュアル・ハラスメントへの 認識・理解を深めるため の啓発・広報活動を行う。	住民人権課			積極的な啓発・広報活動を 行うことが課題である。	拡大	固定的な性別役割分担意 識に基づく言動がセクシュ アル・ハラスメントの発生の 原因や背景にもなることな どを周知する。
59	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへ の対策の充実	② セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の 充実	総合相談事業(人権相談) 人権啓発事業	相談窓口の周知を図ると ともに質の向上を図る。また、事業者に対し、職場の 相談支援体制の充実を求める。	住民人権課	河南町・太子町・千早 赤阪村企業人権協議 会 ハローワーク河内長野	その他1件	女性の人惟怕談貝かいな	拡大	女性の人権相談員を養成 する。
	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへ の対策の充実	② セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の 充実	商工業振興管理事業	相談窓口の周知を図ると ともに質の向上を図る。また、事業者に対し、職場の 相談支援体制の充実を求 める。	観光産業課	富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会 ハローワーク河内長野	談」の実施。	相談窓口における実績がないことが課題である。	現状維持	相談窓口を周知するとともに、研修等に参加することで相談スキルの向上を図る。

61	あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶	サーフルボルものあ出しら	① 被害者及び被害者の同 伴者に対する一時保護機関 の紹介	  男女共同参画推進事業 	さらなる被害を防ぎ、安全 な生活を確保するため に、本人の意思を尊重し た上で、一時保護機関へ 繋げる。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭セン ター	職員の体制づくりが課題で ある。	現状維持	相談者の安全確保を最優 先に考え、必要に応じて専 門機関に繋げるサポートを 行う。	
62	あらゆる暴力・ハラスメントの根絶	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに 対する保護体制の整備と自 立支援の強化	② 継続した保護体制の整備	住民基本台帳事務における	加害者が被害者の個人情報等を得られないよう、徹底した配慮をおこなう。	住民人権課	富田林警察署	支援を求められやすい体制 づくりが課題である。	現状維持	被害者の住所が特定され ないよう、住民票や戸籍附 表の閲覧制限等を実施す る。	
63	あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに 対する保護体制の整備と自 立支援の強化	③ 被害者の自立生活促進 に向けた支援体制の整備	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連 絡調整を行う。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭セン ター ハローワーク河内長野 大阪府等	職員の体制づくりが課題で ある。	現状維持	各課、関係機関等との連絡 調整を行う。	
61	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策4 関係機関との連携	① 国及び大阪府との連携・協力体制の強化	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連 絡調整を行う。	住民人権課	国、大阪府 大阪府配偶者からの暴 力の防止及び被害者 支援ネットワーク会議	職員の体制づくりが課題で ある。	現状維持	各課、関係機関等との連絡 調整を行う。	
65	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策4 関係機関との連携	② 配偶者暴力支援センター との連携強化	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連 絡調整を行う。		各課 富田林子ども家庭セン ター 大阪府女性相談セン ター	職員の体制づくりが課題で ある。	現状維持	各課、関係機関等との連絡 調整を行う。	